



明治八年七月ヨリ
全九年六月ヨリ

府縣経費表

神社之部

下

224



神宮 官幣大社 全 全 全 全 全

區分名稱	廳名社名	度會縣		京都府		全		全		全		全		全		
		神宮司廳	加茂別雷神社	男山八幡宮	平野神社	加茂御祖神社	松尾神社	稻荷神社								
額・内	神官月給	一〇,〇〇〇	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	
	神官旅費	三,〇〇〇	九,〇〇〇	五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇	
	神官宿務料	一,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	
	神官膳料	五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	
	神官恩給	五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	
	計	一五,〇〇〇	四二,〇〇〇	四九,〇〇〇	五四,〇〇〇	四八,〇〇〇	四八,〇〇〇	四八,〇〇〇	四八,〇〇〇	四八,〇〇〇	四八,〇〇〇	四八,〇〇〇	四八,〇〇〇	四八,〇〇〇	四八,〇〇〇	
	廳管祭		一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	
	中鑑典		一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	
	計		二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	
	合	計	一五,〇〇〇	四四,〇〇〇	五一,〇〇〇	五六,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	
額・外	内宿恩給		六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	
	國報		六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	
	計		一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	
	廳管祭															
	中鑑典															
	計															
	廳管祭															
	中鑑典															
	計															
	合	計		一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇
總	計	一五,〇〇〇	五九,〇〇〇	六六,〇〇〇	七一,〇〇〇	六五,〇〇〇	六5,〇〇〇	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	

ヲ生ス
合シタルモノ合計ノ比照ト較シテ八至千百八拾壹圓四拾四錢九厘ノ不足
ノミ之ヲ記載セリ故ニ各社ノ通計ニ至リ定額ノ大科目ニ附スル比照ヲ
水差酢神社ノ宿費帳ニ毎大科目ノ比照ヲ闡キ唯定額ノ合計ニ
外常費ヲ以テ支弁スルヲ成規ニス故ニ其量目ヲ額内外ニ載録ス
神宮司廳ノ宿代恩賞ヲ定額常費ニテ支弁シ其他ノ各社ノ額
故ニ府縣ノ管轄ニ拘ラス社格ヲ以テ順序ヲ立ツ
社費ノ多寡ヲ通閱スルニハ社格ヲ判別シテ列叙スルヲ便トス

例言

大正十一年
侯爵邸

區分名稱	名社名		鹿島神社		大神神社		大和神社		石上神社		春日神社		廣瀨神社		丹生川上神社	
	給與	計	給與	計	給與	計	給與	計	給與	計	給與	計	給與	計	給與	計
額内	神官月給
	宿國旅
	諸内器宿場思
	計
	廳管祭
	中儀典
	計
	給與
	計
	總計

例言

予生ス
 合正シタルモノ合計ノ共馬ト載シテ金千八百八拾壹圓四拾四錢九厘ノ不足
 ノ三之ヲ記載セリ故ニ各社ノ通計ニ至リ定額ノ大科目ニ附スル此照ヲ
 水差酢神社ハ縁實帳ニ毎大科目ノ比照ヲ測キ唯定額ノ合計ニ
 外常費ヲ以テ支弁スルヲ成規トス故ニ其費目ヲ額内外ニ載録ス
 神宮司廳ノ宿代恩賞ヲ定額常費ニテ支弁シ其他ノ各社ハ額
 故ニ府縣ノ管轄ニ拘ラス社格ヲ以テ順序ヲ立ツ
 社費ノ多寡ヲ通閱スルニハ社格ヲ判別シテ列叙スルヲ便トス

大正十一年四月
大隈侯爵邸

區分名稱	給與		額内		額外		總計	
	金額	金	金額	金	金額	金	金額	金
小倉縣	宇佐神宮	一八〇〇〇〇〇	二〇〇三〇〇〇	二〇三〇〇〇〇	一八二〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	四八一〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇
鹿兒島縣	霧島神社	一八〇〇〇〇〇	一八三三〇〇〇	二四六〇〇〇〇	二四六〇〇〇〇	二四六〇〇〇〇	二四六〇〇〇〇	二四六〇〇〇〇
京都府	八坂神社	一〇五六〇〇〇	一〇七四〇〇〇	一五〇〇〇〇〇	一四〇〇〇〇〇	一三六〇〇〇〇	一三六〇〇〇〇	一三六〇〇〇〇
合	梅宮神社	一〇五六〇〇〇	一〇七四〇〇〇	一四三三〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇
合	吉田神社	一〇五六〇〇〇	一〇七四〇〇〇	一四三三〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇
合	白峯神社	一〇五六〇〇〇	一〇七四〇〇〇	一四三三〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇
合	真船神社	一〇五六〇〇〇	一〇七四〇〇〇	一四三三〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇
總計		一〇五六〇〇〇	一〇七四〇〇〇	一四三三〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五〇〇〇〇

例言

○ 水差酢神社ハ縁實帳ニ毎大科目ノ比照ヲ關キ唯定額ノ合計ニ
 ○ 外常費ヲ以テ支弁スルヲ成規トス故ニ其費目ヲ額内外ニ載録ス
 ○ 神宮司廳ハ宿代恩賞ヲ定額常費ニテ支弁シ其他ノ各社ハ額
 ○ 故ニ府縣ノ管轄ニ拘ラス社格ヲ以テ順序ヲ立ツ
 ○ 社費ノ多寡ヲ通關スルニハ社格ヲ判別シテ列叙スルヲ便トス

大正十一年四月
 大隈侯爵邸

官幣中社		全			
馬縣	京都府	全	全	全	全
神社	八坂神社	梅宮神社	吉田神社	白峯神社	真船神社
〇〇〇〇	一〇五六〇〇〇	一〇五六〇〇〇	一〇五六〇〇〇	一〇五六〇〇〇	一〇五六〇〇〇
	五二〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	七七〇〇〇〇	五四〇〇〇〇	七二〇〇〇〇
九〇〇〇	七〇〇〇〇	九〇〇〇〇	六〇〇〇〇	五〇〇〇〇	七三〇〇〇〇
	五一二四〇	五一二四〇	五一二四〇	五一二四〇	五一二四〇
五四〇〇	八二五〇	八二五〇	八二五〇	八二五〇	八二五〇
三四〇〇〇	一一二二二 一七四〇〇〇	一一八〇 一七四〇〇〇	一一八七 一九八〇〇〇	一一七〇 一七四〇〇〇	一一一七 一二六〇〇〇
七〇〇〇〇	一一二 一三四〇〇〇	一一三 一八〇〇〇	一一三 六〇〇〇	一一三 〇〇〇	一一六 二〇〇〇
九〇〇〇〇	七一〇〇〇	五一〇〇〇	六一〇〇〇	三〇〇〇	三四七〇〇
七〇〇〇〇	一三六 八六〇〇〇	一〇七 二一三〇〇〇	一一四 六二〇〇〇	一一四 四〇〇〇	七一 〇〇〇
七一〇〇〇	一三三 一四四五〇〇〇	一四一 二〇〇〇	一四四 四〇〇〇	一四七 四〇〇〇	一四六 四〇〇〇
六〇〇〇〇	一五〇〇〇	一四三三五〇	八二八〇〇	五六〇〇〇	七八五〇〇
六〇〇〇〇	一一四〇〇〇	一〇五〇〇〇	七九〇〇〇	八七〇〇〇	一六四〇〇〇
	六五〇〇	一一〇〇〇	一〇〇〇〇	一五〇〇〇	一三五〇〇
六〇〇〇〇	一一八 一三六〇〇〇	一一〇 一三〇〇〇〇	一一七 六二〇〇〇	一一八 一五八〇〇〇	一一六 二五六〇〇〇
		一一五 〇〇〇〇	一一五 〇〇〇〇	一一三 六二〇〇	一一七 〇〇〇
六〇〇〇〇	一一八 一三六〇〇〇	一一四 一四六〇〇〇	一一七 一八七〇〇〇	一一七 一八一〇〇〇	一一八 三八三〇〇〇
三〇〇〇〇	一五八〇	一五九〇	一六三〇	一六二六	一八二八

全							官幣下社	
全	全	太坂府	神奈川縣	濱松縣	鹿見島縣	宮崎縣		
北野神社	大原野神社	水無瀨宮	鎌倉宮	井伊谷宮	鹿見島神宮	鶴戸神宮		
一〇五六〇〇〇	一〇五六〇〇〇	一〇五〇〇〇〇	一〇五六〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一〇五六〇〇〇	七二〇〇〇〇		
七四〇〇〇	二八〇〇〇	五〇〇〇〇	二六〇〇〇	五五〇〇〇		四八〇〇〇		
四〇〇〇	七一〇〇〇	三〇〇〇〇	一六〇〇〇	三〇〇〇〇	二〇〇〇〇	三三〇〇〇		
五一二四〇	五一二四〇	五一二四〇	五一一〇〇	五一二四〇		五一一〇〇		
八二五〇	八二五〇	八二五〇	八二五〇	八〇〇〇	四二〇〇	六〇〇〇		
一三二七 一八九三〇〇〇	一一九五 二一四〇〇〇	一一七五 一八八九〇〇〇	一一五七 二〇〇〇〇	一一一八 一四四〇〇〇	一一〇〇 二〇〇〇	八一八 八五八〇〇〇		
二七二 九九〇〇〇	一六八 九〇〇〇	八七 九三〇〇〇	一八七 二〇〇〇	一一三 七九五〇	一一八 一〇〇〇	一八九 七〇〇〇		
三一 三九〇〇〇	五五 〇〇〇	五〇 七六八〇	四三 〇〇〇	五三 九六八	三〇 五〇〇〇	二〇 五〇〇〇		
一一三 一四〇〇〇	一一九 〇〇〇	八一 〇〇〇	八〇 〇〇〇	一一四 〇〇〇	二四 〇〇〇	九六 三〇〇〇		
二〇二六 一四四五〇〇〇	一四四九 一四四五〇〇〇	一三三三 一四一三〇〇〇	一四六六 一四四五〇〇〇	一四三三 一四三四〇〇〇	一四二二 一四四五〇〇〇	一四〇三 一四四五〇〇〇		
一七一五〇	八二八〇〇	八〇〇〇〇	一〇八〇〇	四六八〇〇	六〇〇〇〇	五〇〇〇〇		
一一二〇〇〇	一二七〇〇〇	一八〇〇〇〇	一七四〇〇〇	一三〇〇〇〇	六〇〇〇〇	一四七〇〇〇		
一四〇〇〇				一五〇〇〇				
一一八 一四三〇〇〇	三〇三 〇〇〇	二二六 二七五〇〇〇	三〇一 九三〇〇	一一五 一九二〇〇〇	六〇 〇〇〇	一九七 〇〇〇		
	二四 〇〇〇	七五 〇〇〇				一五 〇〇〇		
一一八 一四三〇〇〇	三〇三 〇〇〇	二二六 二七五〇〇〇	三〇一 九三〇〇	一一五 一九二〇〇〇	六〇 〇〇〇	一九七 〇〇〇		
二一五五 一五八八〇〇〇	一六〇三 一六七九〇〇〇	一七〇八 一七〇八〇〇〇	一六三〇 一六三〇〇〇〇	一六二六 一六二六〇〇〇	一五〇五 一五〇五〇〇〇	一六二五 一六二五〇〇〇		

114
A2438

社名		京都府		全		全		兵庫縣		播木縣		奈良縣		京都府		
社名		豐國神社		建熟神社		護王神社		湊川神社		東照宮		談山神社		出雲神社		
額内	給與	神官月給	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	四三二〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	一〇五六〇〇〇			
		神職内國旅	五三〇〇〇〇	四九〇〇〇〇	四二〇〇〇〇	四二〇〇〇〇	一八五〇〇〇	六三〇〇〇〇	二六〇〇〇〇	四五〇〇〇〇						
		宿務	八〇〇〇〇	六〇〇〇〇	三三〇〇〇〇	三三〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	三三〇〇〇〇	一七〇〇〇〇	六一〇〇〇〇						
		宿務	五一二四〇	五一二四〇	五一二四〇	五一二四〇	四三九二〇	五一一〇〇	五一一〇〇	五一二四〇						
		宿務	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	三七五〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇						
		計	八四三〇〇〇	八三二〇〇〇	八五二〇〇〇	八五二〇〇〇	七二四五〇〇	八七三〇〇〇	八二〇〇〇〇	一〇二二〇〇〇						
		中給與	二九六〇〇〇	一一六〇〇〇	九九〇〇〇	九九〇〇〇	一八〇〇〇〇	三三〇〇〇〇	六二〇〇〇〇	一六六〇〇〇						
		中給與	一三〇〇〇	一四〇〇〇	一二〇〇〇	一二〇〇〇	四一〇〇〇	四一〇〇〇	六五〇〇〇	四七〇〇〇						
		中給與	九六〇〇〇	八一〇〇〇	八〇〇〇〇	八〇〇〇〇	二四〇〇〇〇	九六〇〇〇〇	九六〇〇〇〇	九六〇〇〇〇						
		計	一六七〇〇〇	一〇四三〇〇〇	一〇四三〇〇〇	一〇四三〇〇〇	九八一〇〇〇〇	一〇四三〇〇〇〇	一〇四三〇〇〇〇	一〇四三〇〇〇〇						
額外	給與	内宿恩	四九〇〇〇〇	四九〇〇〇〇	四九〇〇〇〇	四九〇〇〇〇	五六〇〇〇〇	四八〇〇〇〇	四八〇〇〇〇	四八〇〇〇〇	四八〇〇〇〇	四八〇〇〇〇	四八〇〇〇〇	四八〇〇〇〇	四八〇〇〇〇	
		計	一三三〇〇〇	七八〇〇〇〇	七八〇〇〇〇	七八〇〇〇〇	八一〇〇〇〇	八一〇〇〇〇	八一〇〇〇〇	八一〇〇〇〇	八一〇〇〇〇	八一〇〇〇〇	八一〇〇〇〇	八一〇〇〇〇	八一〇〇〇〇	
		中給與	二六二〇〇〇	一三二〇〇〇	一三二〇〇〇	一三二〇〇〇	一三二〇〇〇	一三二〇〇〇	一三二〇〇〇	一三二〇〇〇	一三二〇〇〇	一三二〇〇〇	一三二〇〇〇	一三二〇〇〇	一三二〇〇〇	
		中給與	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	
		中給與	四五〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	
		計	三〇〇〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇
		中給與	二二七〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇
		中給與	三〇〇〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇
		計	三〇〇〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇
		計	三〇〇〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇	三一二〇〇〇

ヲ生ス
 合シタルモノ合計ノ共ト較シテ金千百八拾五圓四錢九厘ノ不足
 ノミ之ヲ記載セリ故ニ各社ノ通計ニ至リ定額ノ大科目ニ附スル此照ヲ
 水差酢神社ハ係實帳ニ毎大科目ノ比照ヲ關キ唯定額ノ合計ニ
 外常費ヲ以テ支弁スルヲ成規トス故ニ其費目ヲ額内外ニ載録ス
 神宮司廳ハ宿代恩費ヲ定額常費ニテ支弁シ其他ノ各社ハ額
 故ニ府縣ノ管轄ニ拘ラス社格ヲ以テ順序ヲ立ツ
 社費ノ多寡ヲ通閱スルニハ社格ヲ判別シテ列叙スルヲ便トス

例言

大正十一年四月
 讓侯爵邸

區分名稱	廳名社名				山梨縣	筑摩縣	磐前縣	若松縣	鶴ヶ岡縣	敦賀縣	石川縣
	神官	月	給	給	淺間神社	諏訪神社	都々古別神社	伊佐須美神社	大物忌神社	氣比神社	氣多神社
額・内	神官	月	給	給	1056000	1056000	1056000	972000	1056000	1056000	1056000
	神官	月	給	給	460000	750000	153500	89400	260000	470000	90000
	神官	月	給	給	440000	360000	59900	18465	50000	70000	180000
	神官	月	給	給	51000	102480	51000	51000	51000	51000	51200
	神官	月	給	給	8250	8250	8250	6000	8250	8250	6750
	計	計	計	計	2033500	2128800	2191000	1056000	1097800	1138000	1065000
	廳	中	費	金	688000	890000	870000	1000000	1120000	880000	650000
	廳	中	費	金	1330000	1238000	1321000	1000000	1000000	730000	1150000
	廳	中	費	金	660000	800000	820000	1000000	1120000	730000	1150000
	計	計	計	計	2033500	2128800	2191000	1056000	1097800	1138000	1065000
額・外	給	内	計	金	288000	408000	408000	468000	890000	828000	800000
	給	内	計	金	220000	700000	1100000	1460000	540000	1220000	1100000
	給	内	計	金	150000	1100000	1500000	2100000	1300000	2100000	2100000
	給	内	計	金	100000	1100000	1500000	2100000	1300000	2100000	2100000
	給	内	計	金	100000	1100000	1500000	2100000	1300000	2100000	2100000
	給	内	計	金	100000	1100000	1500000	2100000	1300000	2100000	2100000
	給	内	計	金	100000	1100000	1500000	2100000	1300000	2100000	2100000
	給	内	計	金	100000	1100000	1500000	2100000	1300000	2100000	2100000
	給	内	計	金	100000	1100000	1500000	2100000	1300000	2100000	2100000
	給	内	計	金	100000	1100000	1500000	2100000	1300000	2100000	2100000
總	計	計	金	100000	1100000	1500000	2100000	1300000	2100000	2100000	

例言

合シタルモノ合計ノ比照ト較シテ金千百八拾壹圓四拾四錢九厘ノ不足
 ノミ之ヲ記載セリ故ニ各社ノ通計ニ至リ定額ノ大科目ニ附スル比照ヲ
 水差酢神社ハ豫算帳ニ毎大科目ノ比照ヲ測キ唯定額ノ合計ニ
 外常費ヲ以テ支弁スルヲ成規トス故ニ其費目ヲ額内外ニ載録ス
 神官司廳ノ宿代恩賞ヲ定額常費ニテ支弁シ其他ノ各社ハ額
 故ニ府縣ノ管轄ニ拘テス社格ヲ以テ順序ヲ立ツ
 社費ノ多寡ヲ通閱スルハ社格ヲ判別シテ列叙スルヲ便トス

大正十一年四月
 大隈侯爵邸

縣	磐前縣	若松縣	鶴ヶ岡縣	敦賀縣	石川縣
神社	都々古別神社	伊佐須美神社	大物忌神社	氣比神社	氣多神社
六〇〇〇	一〇五六〇〇〇	九七二〇〇〇	一〇五六〇〇〇	一〇五六〇〇〇	一〇五六〇〇〇
五〇〇〇	一五三五〇	八九四〇	二六〇〇〇	四七〇〇〇	九〇〇〇
六〇〇〇	五九九四〇	一八四六五	五五〇〇〇	七〇〇〇	一八〇〇〇
二四八〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一二四〇
八二五〇	八二五〇	六〇〇〇	八二五〇	八二五〇	六七五〇
一三四〇	一〇九〇	一〇〇六	一〇九七	一〇三八	一〇六五
一〇〇〇	一一七一	一〇五七	一一八六	一一七〇	一一四一
五七〇〇	八七〇〇〇	一〇〇〇	六一〇〇〇	一六二〇〇	九三〇〇〇
七〇〇〇	三八〇〇〇	二一〇〇〇	二二〇〇〇	七五〇〇〇	四九〇〇〇
六四七二	七四〇〇〇	六〇〇〇〇	六二〇〇〇	一一〇〇〇	一一四〇〇〇
八二〇〇〇	一三九六〇〇〇	二二九八	一四三八	一五四七	一三六三
四〇八〇〇	四〇八〇〇	四六八〇〇	八九〇〇〇	八二八〇〇	八〇〇〇〇
七四〇〇〇	一一四〇〇〇	一四六〇〇〇	五四〇〇〇〇	一一二〇〇〇	一一四〇〇〇
一〇二八〇	二〇五五	二六一	一三六	二八九	二五七
一五〇〇〇	一五五〇〇〇	二〇八	一三三	二〇五	一九四
一八〇〇〇	二〇〇〇〇	三〇〇	二〇〇	一一〇	一一〇
四〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇	二〇〇	一九	二〇
五〇二八〇	三六五	三一六	三六	三〇	二五〇
七三	一七五	二六八	一六三	三五六	二二九
一七五	一六六	一六一	一四〇	一八五	一五三
五五	一七一	一六一	一六〇	一八〇	一六七

新川縣	豐岡縣	全	鳥取縣	全	島根縣	飾摩縣
射水神社	籠神社	出石神社	宇倍神社	水岩酢神社	熊野神社	海神社
一〇五六〇〇〇	一〇五六〇〇〇	一〇五六〇〇〇	八七六〇〇〇	九八四〇〇〇	一〇五六〇〇〇	一〇五六〇〇〇
一〇三〇〇〇	四五五〇〇	四八〇〇〇	四二〇〇〇	二二〇〇〇	五一一五五	三七〇〇〇
二三〇〇〇	三七四〇〇	五七〇〇〇	三〇〇〇〇	二二〇〇〇	五六六四〇	五三〇〇〇
五一〇〇〇	五一二四〇	五一二四〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一二四〇
八二五〇	八二五〇	八二五〇	六七五〇	七五〇〇	八二五〇	八二五〇
一〇九七	一〇九七	一〇六六	一〇〇六	一〇六五	一〇八三	一一〇五
一〇〇〇	一一九八	一一二〇	一一〇六	一一〇六	一一〇三	一一〇五
二一〇〇〇	一一六〇	八〇	二一八	一三六	二四	一一七
九〇〇〇	九七	九一	二二五	二二〇	六四	一一六
六六〇〇	二七	二〇	一三〇	二二〇	一一	一一六
一一四〇	三二	二〇	一九	二四	一一	一一六
一八七	二九	二四	一五	一四	一〇	一四
一四四	一四	一四	一三	一四	一〇	一四
三〇〇〇	七一	三〇	一三	七二	一一	九八
一五二〇〇	九三	五四			一一	一一
一〇二	一七	八			一一	一一
一八二	一六	八			一一	一一
一五〇〇					一一	一一
二〇〇〇	二〇	一六			一一	一一
五六〇〇					一一	一一
一五	一七	五			一一	一一
二七	一八	五			一一	一一
一七	一六	五			一一	一一
一七	一六	五			一一	一一

114
A2438

名社名	北條縣		岡山縣		小田縣		廣島縣		山口縣		和歌山縣		名東縣			
	中山神社		安仁神社		吉備津神社		巖島神社		住吉神社		熊野坐神社		伊弉諾神社			
區分名稱	給與	神官	1056000	1056000	1056000	1056000	1056000	1056000	1056000	1056000	1056000	1056000	1056000	1056000		
		月俸	630000	610000	400000	640000	320000	470000	320000	470000	470000	540000	540000	300000		
		國內旅費	512400	511000	310000	280000	511000	512400	511000	511000	511000	511000	511000	511000	511000	
		宿務恩	8250	8250	8250	8250		8250		3600		7500		8250		
計	金	1056000	1056000	1056000	1056000	1056000	1056000	1056000	1056000	1056000	1056000	1056000	1056000	1056000		
額内	給與	中給典	1003000	770000	568000	860000	1005000	1005000	1005000	1005000	1005000	1005000	1005000	1005000	1005000	
		廳祭	9000	3000	1005000	800000	1005000	1005000	1005000	1005000	1005000	1005000	1005000	1005000	1005000	
		計	金	1003000	770000	568000	860000	1005000	1005000	1005000	1005000	1005000	1005000	1005000	1005000	1005000
		合	計	1003000	770000	568000	860000	1005000	1005000	1005000	1005000	1005000	1005000	1005000	1005000	1005000
額外	給與	國內旅費	440000	1188000		360000	750000		930000		1008000		1008000			
		宿務恩	600000	1330000		1500000					1500000		1500000			
		計	金	600000	1330000		1500000					1500000		1500000		
		廳祭	中	2000000	2000000		2000000		2000000		2000000		2000000		2000000	
給與	諸															
計	金															
合	計															
總	計															

ヲ生ス
合シタルモノ合計ノ比照ト較シテ八千八百八拾壹圓四拾四銭九重ノ不足
ノミ之ヲ記載セリ故ニ各社ノ通計ニ至リ定額ノ大科目ニ附スル比照ヲ
○水差酌神社ノ意實帳ニ毎大科目ノ比照ヲ制シ唯定額ノ合計ニ
外常費ヲ以テ支弁スルノ成規ニ故ニ其高目ヲ額内外ニ載録ス
○神宮司廳ノ宿代恩賞ヲ定額常費ニ支弁シ其他ノ各社ハ額
○故ニ府縣ノ管轄ニ拘ラス社格ヲ以テ順序ヲ立ツ
○社費ノ多寡ヲ通關スルニハ社格ヲ判別シテ列叙スルヲ便トス

例言

大正十一年
侯爵邸

114
A2438

區分名稱	廳名社名		三 瀨 縣		大 分 縣		佐 賀 縣		白 川 縣		長 寄 縣		合		岐 阜 縣	
	官 月	給 給	高 良 神 社	西 寒 多 神 社	田 島 神 社	阿 蘇 神 社	住 吉 神 社	海 神 神 社	南 宮 神 社							
額 内	神 官	月 給	一〇五六〇〇〇	一〇二六〇〇〇	一〇五六〇〇〇	七五〇〇〇〇	一〇五六〇〇〇	一〇五六〇〇〇	一〇五六〇〇〇	一〇五六〇〇〇	一〇五六〇〇〇	一〇五六〇〇〇	一〇五六〇〇〇	一〇五六〇〇〇	一〇五六〇〇〇	一〇五六〇〇〇
	神 國	旅 費	一四〇〇〇〇	六二〇〇〇〇	三五〇〇〇〇	三七〇〇〇〇	七三〇〇〇〇	八八〇〇〇〇	三六〇〇〇〇	一〇三〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	五二〇〇〇〇	一〇三〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	五二〇〇〇〇	一〇三〇〇〇〇
	神 宿	料 費	八〇〇〇〇	九五〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	二四〇〇〇〇	四八〇〇〇〇	一〇三〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	五二〇〇〇〇	一〇三〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	五二〇〇〇〇	一〇三〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	五二〇〇〇〇
	神 賜	恩 料	五一二四〇	五一〇〇〇	二五二〇〇	六四四〇	八二五〇	八二五〇	八二五〇	八二五〇	八二五〇	八二五〇	八二五〇	八二五〇	八二五〇	八二五〇
計	計	金	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	
額 外	中 祭	費 料	八八	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九
	中 祭	費 料	一五六	一五六	一五六	一五六	一五六	一五六	一五六	一五六	一五六	一五六	一五六	一五六	一五六	一五六
	中 祭	費 料	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三
	中 祭	費 料	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四
計	計	金	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	
總 額	中 祭	費 料	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八
	中 祭	費 料	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八
	中 祭	費 料	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八
	中 祭	費 料	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八

ヲ生ス
 合シタルモノ合計ノ此照ト較シテ八千八百八拾壹圓四錢九厘ノ不足
 ノ三之ヲ記載セリ故ニ各社ノ通計ニ至リ定額ノ大科目ニ附スル此照ヲ
 水差酢神社ハ宿實帳ニ毎大科目ノ此照ヲ測キ唯定額ノ合計ニ
 外常費ヲ以テ支弁スルヲ成規リス故ニ其費目ヲ額内外ニ載録ス
 神宮司廳ハ宿代恩賞ヲ定額常費ニテ支弁シ其他ノ各社ハ額
 故ニ府縣ノ管轄ニ拘ラス社格ヲ以テ順序ヲ立ツ
 社費ノ多寡ヲ通閱スルニハ社格ヲ判別シテ列叙スルヲ便トス

例 言

大 正 十 一 年 四 月
 大 隈 侯 爵 邸

114
A2438

區分名稱	石川縣				相川縣				鳥取縣				島根縣				濱田縣				小田縣				山口縣			
	白山比咩神社	度津神社	大神山神社	日御前神社	物部神社	沼名前神社	玉祖神社	給	興	計	給	興	計	給	興	計	給	興	計	給	興	計	給	興	計			
神	七二〇〇〇〇	四五六〇〇〇	五七六〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	七二〇〇〇〇				
官	一〇九〇〇〇	六〇〇〇〇	八二〇〇〇	八七〇〇〇	五〇〇〇〇	四七〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇				
月	一一〇〇〇	六二九九〇	二〇〇〇〇	六五〇〇〇	二〇〇〇〇	三二〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇				
旅	五二二〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇	五一〇〇〇				
給	五二五〇	三七五〇	四五〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇				
計	七三三六	六〇〇〇	六六〇〇	七三三六	七三三六	七三三六	七三三六	七三三六	七三三六	七三三六	七三三六	七三三六	七三三六	七三三六	七三三六	七三三六	七三三六	七三三六	七三三六	七三三六	七三三六	七三三六	七三三六	七三三六				
興	一五五	三六一	二九八	一八二	五〇〇	六四一	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇				
計	九〇〇〇	八八三	六五〇	六五二	六五二	六五二	六五二	六五二	六五二	六五二	六五二	六五二	六五二	六五二	六五二	六五二	六五二	六五二	六五二	六五二	六五二	六五二	六五二	六五二				
給	九七三	〇四八	五七六	七六二	九二六	八七二	九二六	九二六	九二六	九二六	九二六	九二六	九二六	九二六	九二六	九二六	九二六	九二六	九二六	九二六	九二六	九二六	九二六	九二六				
興	一〇〇	〇〇〇	三九	一八	三六	一	三六	一	三六	一	三六	一	三六	一	三六	一	三六	一	三六	一	三六	一	三六	一				
計	一一〇三	〇四八	六一五	七八〇	九六二	八七三	九六二	九六二	九六二	九六二	九六二	九六二	九六二	九六二	九六二	九六二	九六二	九六二	九六二	九六二	九六二	九六二	九六二	九六二				
給	二一	三六	一八	三三	二六	一	二六	一	二六	一	二六	一	二六	一	二六	一	二六	一	二六	一	二六	一	二六	一				
興	二四	三六	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五				
計	四五	七二	三三	四八	四一	一六	四一	一六	四一	一六	四一	一六	四一	一六	四一	一六	四一	一六	四一	一六	四一	一六	四一	一六				
給	二五〇	三六四	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三				
興	一九〇	〇〇〇	一四一	六六	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一				
計	四四〇	三六四	二七四	一九九	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四				

例言

ラ生ス
 合シタルモノ合計ノ此照ト載シテ金千百八拾壹圓四拾四錢九厘ノ不足
 ノミ之ヲ記載セリ故ニ各社ノ通計ニ至リ定額ノ大科目ニ附スル此照ヲ
 水差酢神社ノ極算帳ニ毎大科目ノ此照ヲ闕キ唯定額ノ合計ニ
 外常費ヲ以テ支弁スルヲ成規トス故ニ其算目ヲ額内外ニ載録ス
 神宮司廳ノ宿代恩賞ヲ定額常費ニテ支弁シ其他ノ各社ノ額
 故ニ府縣ノ管轄ニ拘ラス社格ヲ以テ順序ヲ立ツ
 社費ノ多寡ヲ通閱スルニハ社格ヲ判別シテ列叙スルヲ便トス

大正十一年四月
 大隈侯爵邸

114
A2438

社名		名		廳		分		區	
名稱		名稱		名稱		名稱		名稱	
給 與	神	官	月	給	全				
	諸	雇	旅	給	金				
	内	國	積	料	金				
	諸	積	料	代	金				
	宿	際	料	費	金				
				計	金				
額 内	廳	中	費	金					
	營	結	費	金					
	祭	典	費	金					
合			計	金					
給 與	内	國	旅	料	金				
	宿			代	金				
	恩			費	金				
				計	金				
	廳	中	費	金					
祭	典	費	金						
遷	宮	諸	費	金					
合			計	金					
總			計	金					

ヲ生ス
 合シタルモノ合計ノ比照ト較シテ金千百八拾五圓四錢九厘ノ不足
 ノミ之ヲ記載セリ故ニ各社ノ通計ニ至リ定額ノ大科目ニ附スル比照ヲ
 水差酢神社ハ孫算帳ニ毎大科目ノ比照ヲ附キ唯定額ノ合計ニ
 外常費ヲ以テ支弁スルヲ成規リス故ニ其費目ヲ額内外ニ載録ス
 神宮司廳ハ宿代恩費ヲ定額常費ニテ支弁シ其他ノ各社ハ額
 故ニ府縣ノ管轄ニ拘ラス社格ヲ以テ順序ヲ立ツ
 社費ノ多寡ヲ通閱スルニハ社格ヲ判別シテ列叙スルヲ便トス

例言

大正十一年
大隈侯爵邸

編成	淨書	校合	真入
駿	精	駿	精

